

在学証明書

次の者は 令和 年7月1日現在、当校に在学していることを証明します。
令和 年 月 日現在、

氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日
学年		課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
高等学校等就学支援金、高校生等・新 修学支援金又は学び直し支援金 の受給権（補助要件を満たすか	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない		
授業料以外の納付金等の 未済の有無	<input type="checkbox"/> 未済なし <input type="checkbox"/> 未済あり		
年 月 日		(未済額)	円

学校名

学校長

職印

学校の所在地
〒

電話番号

(担当者氏名)

(注)既存の在学証明書の様式でも可能。ただし、以下の内容が確認できることが必要。

【必須記載事項】

- 通常給付は7月1日現在、在学していること。
 - 家計急変世帯対象給付は家計急変事由発生日が7/1以前なら同日付とする。7/2以降ならその事由発生日の属する月の翌月1日とする。ただし、1日に事由が発生した場合は同日付とする。
 - 高校生等氏名・生年月日・学年・課程(全日制・定時制・通信制の別)
 - 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格要件を満たしていること。
 - 授業料以外の学校納付金の未済の有無(未済がある場合はその金額)
- ※既存の在学証明書で授業料以外の納付金等の未済の有無が確認できない場合、申請者(保護者等)に給付します。

このページは提出不要です

○高等学校等就学支援金、学び直し支援金の補助要件について、①・②のうちいずれか1つに該当し、さらに表1～3のうちいずれか1つに該当すれば満たすことになります
※ここでは保護者等の所得基準は考慮しなくてよい

① 就学支援金の場合(全てに該当すること)

- ・高校生等本人が日本に住所を有していること。
- ・高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業したことがない
- ・在学期間が通算で、全日制は36ヵ月、定時制・通信制は48ヵ月を超えない

② 学び直し支援金の場合(全てに該当すること)

- ・高校生等本人が日本に住所を有していること
- ・高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業したことがない
- ・在学期間が通算で、全日制36ヵ月、定時制・通信制48ヵ月を超えている（ただし履修単位が74を超えた者は月数について超えていなくても可）
- ・平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者
- ・高等学校等を退学したことがある者
- ・学び直し支援金の支給を受けた期間が通算で、12ヵ月未満、定時制・通信制は24ヶ月である者
- ・単位制高校に在籍している場合、（他校を含み）既に修得した単位と、就学支援金及び学び直し支援金対象となる単位の合計が74を超えていない

表1

国籍・在留資格等の要件
高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等
①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
④永住者の配偶者等
⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

表2

国籍・在留資格等の要件
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者
(例)
①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者
②在留資格が留学等の者
③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む） 等

表3

国籍・在留資格等の要件
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者（在留資格が留学を除く）
(例)
①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者
②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者
③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む） 等

※表2ではこれに加えて、家族滞在のうち、日本の小中学校いずれか又は両方を卒業していない。あるいは定着の意思がない者も含まれます。